

## 目次

IV	学生生活について.....	2
1	学 籍.....	2
2	学生生活に関する留意事項.....	4
3	学生相談室.....	7
4	健康管理.....	7
5	障害のある学生への合理的配慮について.....	8
6	諸施設の利用.....	8
7	保険制度.....	9
8	就職支援.....	12

# 学籍

## ■学生証と学生番号

1. 主に学生証が必要な場合（原則常に携帯してください。）

- ① 定期試験を受けるとき
- ② 図書館を利用するとき
- ③ 各種証明書を受取るとき
- ④ その他提示を求められたとき

2. 学生証の有効期限

入学年度の4月1日～卒業予定年次の3月31日まで。

学籍（退学、除籍等）を離れたときは、返還してください。

休学等で上記の年数を超えて在学する場合は、新年度に発行し、半年毎の更新となります。

3. 学生証を紛失した場合

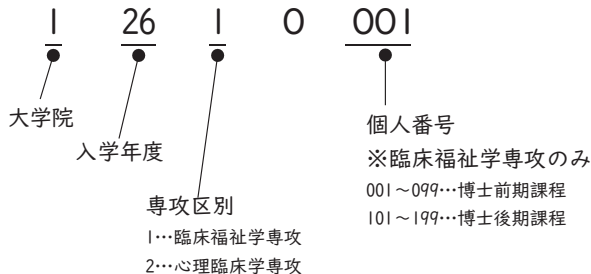
- ① 学生支援センターに確認する。
- ② 「学生証再交付願」を学生支援センターに提出してください。（手数料1,000円）

4. 学生証を忘れた場合

「仮学生証」を学園2号館1階設置の証明書発行機で発行してください。（発行日のみ有効です。）

5. 学生番号

入学時に学生番号（8桁）が振り当てられます。学内における全ての事務手続きは、この学生番号によって処理されます。卒業後も変わらず固有の個人番号となります。



## ■休学・復学・退学・除籍・再入学

### 1. 休学

- ① 病気その他の理由で休学を希望するときは、休学をしようとする学期開始の1ヶ月前までに所定の「休学願」を学生支援センターに提出し、許可を得なければなりません。休学の理由が病気である場合は医師の診断書を必ず添付してください。期日を過去にさかのぼっての手続きはできません。
- ② 許可される休学期間は1学期単位です。延長を希望するときは、休学期間終了までに改めて「休学願」を提出してください。
- ③ 休学の期間は通算して4学期（2年）を超えることはできません。
- ④ 休学期間中は、在籍料を納付しなければなりません。（80,000円）
- ⑤ 学納金の未納がある場合は、休学は許可されません。

### 2. 復学

- ① 休学を許可された者が復学を希望するときは、復学する学期開始の1ヶ月前までに所定の「復学願」を学生支援センターに提出し、許可を得なければなりません。休学の理由が病気であった者が復学を希望する場合は、医師の診断書を必ず添付してください。
- ② 在籍料の未納がある場合は、復学は許可されません。

### 3. 退学

- ① 病気その他やむをえない理由で退学を希望するときは、次学期開始の1ヶ月前までに所定の「退学願」を学生支援センターに提出し、許可を得なければなりません。期日を過去にさかのぼっての手続きはできません。
- ② 学納金の未納がある場合は、退学は許可されません。

### 4. 除籍

除籍とは、本人の意思にかかわらず学籍を失うことです。

以下に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍します。

- ① 学則第5条及び第33条に規定する在学年限を超えた者
- ② 学則第36条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- ③ 正当な理由なく学納金の納付を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- ④ 死亡した者、又は長期間にわたり行方不明の者

### 5. 再入学

本学を退学した者、または除籍となった者が再入学を希望するときは、研究科委員会の議を経て学長が再入学を許可することがあります。ただし、再入学は退学もしくは除籍の日から5ヶ年以内です。

## ■在学年数

1. 修士課程・博士前期課程の修業年限は2年であり、4年を超えて在学することはできません
2. 博士後期課程の修業年限は3年であり、6年を超えて在学することはできません。
3. 編入学生の場合は、在学すべき年数の2倍に相当する年度を超えて在学することはできません。
4. 休学の期間は在学年数に算入されません。

## 2 学生生活に関する留意事項

### ■喫煙

「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙防止対策として本学では、敷地内は原則全面禁煙です。以下の喫煙場所のみ、例外的に喫煙を認めています。

特定屋外喫煙場所（必ずエリア内で喫煙すること）

- ①大学本館裏 南側    ②大学2号館裏 原川側

喫煙マナーを遵守するとともに、非喫煙者の受動喫煙について配慮をお願いします。

### ■遺失物・拾得物

学内における落とし物、拾得物は学生支援センターに届け出てください。持ち主が確認できる場合は、本人へ連絡します。保管期間は3ヶ月で、その後は処分となります。

### ■盗難

カバン・貴重品等の所持品を学内の教室等へ放置せず、身辺から離さないよう常に携帯するよう心がけてください。盗難等の被害については、学生支援センターに届けてください。特にカード類は発行元にできるだけ早く使用停止の手続きを取ってください。

### ■アルバイト

学業最優先ですので、アルバイトばかりで学修時間が無くなるよう注意しましょう。

また、アルバイト先を選ぶ際は、トラブルに巻き込まれたり危険な思いをしないよう安全な内容を見極めることが大切です。職種・雇用条件等（実施期間、手当の支給方法、作業の内容）を十分確認しましょう。

法令に反するものに関わることは厳禁です。特に闇バイトは犯罪行為に巻き込まれることがありますので、十分に注意をしましょう。闇バイトの募集には以下の2点の特徴があります。

1. Instagram、X等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する。
2. 「シグナル」や「テレグラム」といった匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫する。恐怖を感じたり、危険だと判断したときは必ず警察か学生支援センターに相談してください。その他、危険を伴うもの、人体に有害なもの、教育的に好ましくないものは避けましょう。学生支援センターでは、学生のためのアルバイト情報サイト「バイトネット」を案内しています。

大学ホームページ ≫ キャンパスライフ ≫ 学生生活サポート ≫ アルバイト紹介

### ■薬物について

わが国における大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等の薬物乱用の現状は、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、憂慮すべき状況にあります。

薬物の乱用は、乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。このため、薬物を所持・使用することが法律で厳しく規制されており、それらに反した場合には薬物事犯として、たとえば覚せい剤では10年以下、大麻では5年以下の懲役に処せられることとなっています。

薬物乱用の甘い誘いには気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

薬物を乱用すると・・・

1. 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる
2. 自分の意志では止められなくなる
3. 幻覚や妄想が現れ、殺人等の重大犯罪を引き起こす
4. 薬物欲しさに犯罪をおかすようになる
5. 法律できびしく禁止されており、重い罰を受ける
6. 友人や家族を失う

### ■弔慰・災害見舞

学生支援センターが窓口となります。詳細については、学生支援センターへ問い合わせてください。

### ■各種変更届

姓名・住所・電話番号（携帯電話番号）・保証人・保証人住所・保証人姓名の変更があった場合は、すみやかに学生支援センターに変更届を提出してください。変更届の提出を怠っていると大学からの連絡が伝わらない、大学からの重要な書類が届かない等の不利益をこうむる場合がありますので注意してください。

### ■通学定期券

1. 通学定期券は自宅最寄駅から大学までの最短区間となります。
2. 各交通機関備え付けの申し込み用紙に記入の上、学生証（裏に通学定期乗車券発行控シールを貼り、通学区間、住所を記入しているもの）を提示して購入してください。シールの記載欄がいっぱいになったら学生支援センターに申し出てください。
3. 転居に伴い、通学区間及び経路を変更する場合は、学生支援センターに備え付けの「住所変更届」に記入の上、学生支援センターへ届け出てください。
4. 交通機関によっては別に通学証明書が必要な場合があります。学生支援センターへ申し出てください。
5. サテライト教室（上本町）に通学の場合、別様式の通学証明書が必要です。
6. 実習等で通学定期が必要な場合は、申請書を提出することで特別に購入できます。実習担当の窓口在所定の期日までに申し込みをしてください。

### ■自転車・原動機付自転車（125ccまで）

1. 自転車・原動機付自転車での通学希望者は、学生支援センターに「自転車・原付通学許可願」を提出してください。（登録料100円）駐輪用シールを発行します。
2. 自転車・原動機付自転車（125ccまで）は駐輪用シールを見えやすい場所に貼って必ず所定の場所に駐輪してください。
3. 駐輪場内での盗難・事故等に関しては一切責任を負いません。各自施錠等自己責任で行ってください。
4. 自転車の乗車にあたり、大阪府では大阪府自転車条例により自転車賠償責任保険への加入が義務付けられていますので、必ず加入してください。また2023年4月1日より、ヘルメットの着用が努力義務になりました。
5. 原動機付自転車の乗車にあたり、自賠責保険の加入が法律で義務付けられています。期限切れ等がないよう確認をお願いします。
6. 2024年11月より、酒気帯び運転及びぼう助、スマホを手で持って画面を注視すること、自転車に取り付けたスマホの画面を注視すること、傘さし運転、イヤフォンの装着する行為が厳罰化され、懲役又は罰金が科せられることになりました。

（注意！）本学では、収容場所等の事情から、自動車・中型以上の自動二輪車（排気量125cc超）による通学を禁止しています。自動車・中型以上の自動二輪車（排気量125cc超）による通学を発見した場合、懲戒処分の対象となります。近隣への違法駐車、または近隣店舗への無断駐車が発覚した場合、厳重な処分を行います。特段の事情がある場合は個別相談の上自動車等について利用を許可する場合があります。学生支援センターへ相談してください。

### ■学生割引証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

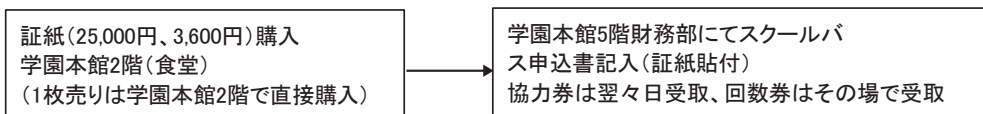
学生割引証は、JR等、同一交通機関を利用して片道100kmを超えて乗車船する場合に使用でき、普通運賃が2割引となります。特急料金については割引がありません。また、長距離バス、船舶などにも利用できます場合があります。事前に各交通機関に問い合わせてください。学生本人以外は利用できません。また、利用する場合は必ず学生証を携帯してください。なお、学生割引証は学園2号館1階設置の証明書発行機を利用してください。（手数料無料）

## ■スクールバスの利用

本学では、JR大和路線高井田駅、及び近鉄南大阪線古市駅よりスクールバスを運行しています。

利用希望者は、バス協力券を財務部で次のようにして購入してください。

- ・料金：25,000円（協力券 定期3ヶ月）3,600円（回数券 360円×10枚綴）360円（1枚売り）
- ・協力券は4期（4～6、7～9、10～12、1～3月）で販売します。



受付期間、平常時の運行時間または試験中の運行時間の変更、協力券購入期間等については、ユニパに掲示します。

スクールバス発着場

- ①JR大和路線高井田駅  
駅前ロータリー（徒歩約1分）
- ②近鉄南大阪線古市駅  
駅前ロータリー（近鉄プラザ付近、徒歩約2分）

## □地震・火事に対して

“じぶんを守り、ひとと助けあう”精神で対処しましょう。

なお、構内での火気の使用は、原則として禁止されています。イベント等で火気を使用する場合は、事前に学生支援センターに相談してください。

### 1. 地震

室内にいる場合

- ① 持ち物・衣類・座布団等で頭を防護し、丈夫な机の下にもぐる。
- ② ドアを開放し出口を確保する。
- ③ 落下・転倒のおそれがあるガラス・什器備品から離れること。
- ④ 避難にエレベータを使用しないこと。

室外にいる場合

- ① 校舎や塀から離れ、特に窓ガラスの飛散・落下に注意すること。

### 2. 火事

- ① 通報「火事！」と大声で周りに伝える。自らも落ち着く副次的効果があります。
- ② 消火器で初期消火に努めましょう。
- ③ 低い姿勢で避難しましょう。
- ④ 避難器具、消火器具の配置、避難経路の確認をしておきましょう。

### 3 学生相談室

#### ■学生相談室

学生相談室では、学生生活における様々な悩みや心配事に、専門のカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が相談に応じています。ひとりで悩まずに、気軽に立ち寄ってください。相談内容・個人の秘密は厳守されますので、ご安心ください。

- ・大学の雰囲気になじめない
- ・友達との関係がうまくいかない
- ・大学での勉強に興味をもてない
- ・なんとなく無気力
- ・自分が好きになれない
- ・下宿や家庭の生活がどうもうまくいかない
- ・いじめ、デートDV、ストーカー等の問題で困っている

など、どんな小さな悩みや心配事についても、お気軽にご相談ください。

必要に応じて、専門の相談窓口・相談機関をご紹介しますこともできます。

- ・自分のことがもっと知りたい
- ・将来の進路について考えたい

こんな時、希望者には、随時心理検査を実施しています。お気軽にお申し込みください。

○場 所 学生相談室（大学本館2階 保健室隣）

○時 間 月曜日～金曜日 10：00～17：00

○申込方法 ①下記の番号まで、電話にてお申し込みください。

②学生相談室へ直接お越しください。

カウンセラー不在・面接中の場合は、学生相談室内にある「申込BOX」に学生相談申込票を入れてお申し込みください。後日、予約日程調整のためにご連絡いたします。

○TEL/FAX 072-977-9599（直通）

### 4 健康管理

#### ■保健室

保健室では、突発的なケガや急病等の応急手当てなどができます。また健康相談も実施しています。健康上の悩みなどがありましたら、気軽に保健室をたずねてください。

#### ■定期健康診断

1. 本学では、毎年全学生を対象に定期健康診断を実施します。
2. 定期健康診断において疾病もしくはその疑いが発見された場合は、保健室から通知の上、要精密検査者等には早期治療に向けた適切な指導を行います。
3. 就職や実習等で健康診断証明書が必要な時は、学園2号館1階に設置されている証明書発行機を利用してください。定期健康診断の結果に基づいて作成しますので、受診していない場合等、手続きが完了していなければ発行できませんので注意してください。

#### ■遠隔地被保険者証

1. 寮や下宿生活をしている学生の場合、ケガや病気等で診療を受けた時に保険証がないと高額な金額を請求されることとなります。これに備えて、遠隔地被保険者証を準備しておくとう便利です。
2. 遠隔地被保険者証は、在学証明書及び所定の申請書を関係先の健康保険組合等へ提出すれば発行されます。

## 5 障害のある学生への合理的配慮について

本学では障害のある学生への配慮及び支援に関する部署としてキャンパスライフサポートセンターを設置しています。障害のある学生本人の申し出に基づき、授業や定期試験、通学方法など、修学に必要な配慮や支援について相談に応じています。

相談窓口：キャンパスライフサポートセンター（学園2号館1階 学生支援センター内）



## 6 諸施設の利用

### ■ロッカー

1. 希望者には個人ロッカーを貸与します（無料）。学生支援センターで申し込みをしてください。
2. 鍵の返却時にはロッカー内を整理・清掃し、施錠の上、明け渡してください。
3. 大学が指定した返却期日をすぎても鍵の返却がない場合は、内容物を処分します。
4. ロッカーは盗難防止のため、必ず個人で施錠し責任をもって管理してください。
5. ロッカー室内の物が盗難にあっても学校はその責任を負いません。
6. 学生支援センターでは原則としてマスターキーによる対応はしておりません。紛失や鍵忘れには各自留意してください。
7. 万が一、鍵を紛失した場合は、学生の自己負担により鍵を作成していただきます。作成には1週間程度かかります。

### ■学生ホール

1. 大学本館1階及び大学2号館1階、大学4号館1階に学生ホールがあります。
2. 研究会や課外活動等の打ち合わせ等に自由に使用してください。

### ■食堂・カフェ・コンビニエンスストア

食堂は学園本館1階、ケーキ等のスイーツを販売しているカフェは学園2号館2階、コンビニエンスストアは大学本館1階にあります。食堂はセルフサービスとなっています。自動券売機で食券を購入してください。

### ■教室・物品

1. 研究会・ボランティア活動等で必要な場合は、授業時間以外に教室・物品を利用することができます。
2. 教室・物品を使用する場合には、学生支援センターに教室・物品使用願を提出してください。

### ■総合体育館・小体育館

クラブ・サークルやゼミ等で、総合体育館及び小体育館（短大4号館4階）の利用を希望する場合は、事前に学生支援センターに申し出てください。

利用にあたっては、責任者（学内教職員）の引率が必要な場合があります。

### ■総合体育館トレーニング室

総合体育館1Fにトレーニング室があり、室内の各種トレーニング機器が利用できます。事前講習を受講の上、利用してください。事前講習の予約については、総合体育館1階事務室まで直接ご連絡ください。質問があれば、総合体育館1階事務室または学生支援センターへ問い合わせてください。

## 7 保険制度

学生生活をおくる中で、正課や課外活動における教育研究活動やボランティア活動中などにおいて、傷害の発生や賠償責任の発生が考えられます。そのような場合に備えて次のような保険制度を取り扱っています。大学から一括加入する保険や任意加入の保険がありますが、できるだけ各種の保険に加入しておくことを勧めます。

A	学生教育研究災害傷害保険（学研災）	一括加入
B	学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）	任意加入
C	学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）	一括加入
D	ボランティア保険	任意加入
E	スポーツ安全保険	任意加入

### ■学生教育研究災害傷害保険（学研災）

1. この保険は、学生の教育研究活動中の事故による傷害等に対する全国的な補償制度で、(財)日本国際教育支援協会が保険契約者となり、国内の損害保険会社との間で、一括契約しているものです。
2. 本学では全学生を対象として一括加入しています。学生支援センターでは、被保険者となる学生の手続事務を行っています。
3. 担保範囲
  - ① 正課中
  - ② 学校行事中
  - ③ 課外活動中（課外活動とは大学の認めた学内学生団体の管理下で行う活動）
  - ④ キャンパス内にいる間
  - ⑤ 通学中
  - ⑥ 学校施設等相互間の移動中
  - ⑦ 上記の範囲であっても、保険金が支払われる傷害や事故は約款で詳しく定められていますので、学生教育研究災害傷害保険のしおりを参照してください。

### 4. 保険金の種類と金額（2025年度現在）

	a. 正課中 b. 学校行事中	c. 通学中・学校施設等相互間の移動中 d. 学校施設内にいる間（正課中・学校行事中・課外活動中以外）	e. 課外活動（クラブ活動）中
死亡	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺傷害	程度に応じて 120万円～3,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円	程度に応じて 60万円～1,500万円
医療	治療日数により 3,000～300,000円 (治療日数1日目から対象)	治療日数により 6,000～300,000円 (治療日数4日以上が対象)	治療日数により 30,000～300,000円 (治療日数14日以上が対象)
入院（日額）	4,000円	4,000円	4,000円

医療保険金（医師の治療を受けたとき）の詳細

	医師が必要であると認めた治療が完了した日の間の実治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日限度)
正課中・学校行事中	// 1 ~ 3	3,000	入院1日につき 4,000円  (入院1日目から 支払い)
通学中・学校施設等相互間の移動中、学校施設内にいる間（正課中・学校行事中・課外活動中以外）	// 4 ~ 6	6,000	
	// 7 ~ 13	15,000	
課外活動（クラブ活動）中	// 14 ~ 29	30,000	
	// 30 ~ 59	50,000	
	// 60 ~ 89	80,000	
	// 90 ~ 119	110,000	
	// 120 ~ 149	140,000	
	// 150 ~ 179	170,000	
	// 180 ~ 269	200,000	
	// 270 ~	300,000	

5. 事故が起きたときの手続き

① 事故報告手続

- A. この保険で対象となる事故が起きた場合は学生支援センターに申し出てください。所定の事故報告書を受け取り、必要事項を記入し、学生支援センターへ提出してください。
- B. 事故が発生してから、30日以内に事故報告手続をしなければ、保険金が支払われないことがありますので、注意してください。

② 保険金請求手続

- A. ケガが治癒した後、学生支援センターで所定の保険金請求書等を受け取り、保険金請求の手続きを行ってください。
- B. 保険金は、原則として被保険者（本人）が指定した銀行口座に振り込まれます。

6. 通学中・学校施設等相互間の移動中の補償範囲

住居と学校施設等との間の通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故に対応します。

「住居」とは…

居住して日常生活をしている家屋などの場所で、就学の拠点となるところをいいます。

「学校施設等」とは…

学校が教育活動のために所有、使用、管理している施設のほか、授業等、学校行事、課外活動の行われる場所をいいます。

「通学中」「移動中」とは…

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設等との間を往復する間をいいます。また、学校施設等の相互間での移動中についても同様です。

7. その他不明点がある場合は、学生支援センターへ問い合わせてください。

■学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

- 前記の学生教育研究災害傷害保険ではカバーできない日常生活にいたるまでの補償をしています。
- 任意加入ではありますが、学生生活を安心して送るためにも加入をお勧めします。
- 保険金が支払われる範囲及び問い合わせ先は下記の通りです。

① 補償範囲（例）

- A. 日常生活において他人（第三者）をけがさせたり、他人のものを壊してしまった場合に、高額な賠償を請求されたとき。
- B. 学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院または入院したとき。
- C. 不慮の事故等により扶養者に万一のことが起きた場合、卒業までの学業費用。
- D. 下宿生が下宿先で火事を出した場合、下宿先の家主や他の部屋の住人より損害賠償を請求されたとき。

② 問い合わせ先

- A. 加入された方は東京海上日動火災保険株式会社から送付された補償内容等をよく読んでください。
- B. 不明な点がありましたら(株)アイエムオー（072-925-0125）まで問い合わせてください。

■学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償 Aコース）

実習時において、賠償責任を含む事故が発生した場合、場合により損害賠償を請求されることがあります。これらの事態に備えて、一括して賠償責任保険に加入しています。

■ボランティア保険

近年、さまざまな分野でボランティア活動をする学生が増えています。それと同時にボランティア活動中の事故も多く起きています。これらの事態に備えるため、必ずボランティア保険に加入することをお勧めします。

- 1. パンフレットは学生支援センター窓口に取り寄せていますが、保険の加入手続は、学生個人が社会福祉協議会で行うことになっています。
- 2. 柏原市の社会福祉協議会は、堅下駅・柏原駅が最寄りの健康福祉センターオアシス内にあります（072-972-6786）。大阪上本町駅付近には、大阪市の社会福祉協議会があります（06-6765-5601）。
- 3. 保険期間は、4月1日～翌年3月31日までの一年間で、年度毎に更新・継続手続が必要です。

■スポーツ安全保険

1. 対象について

- ① この保険は、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等4名以上のアマチュアの団体やグループを対象とし、加入した各個人を被保険者とします。
  - ② 特に体育系課外活動団体には、加入することをお勧めします。
  - ③ 加入区分や種目により掛金が異なります。
- 2. 保険期間は、4月1日～翌年3月31日の一年間で、年度毎に更新・継続手続が必要です。
  - 3. 加入申込み等詳細は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページを確認ください。

## 8 就職支援

本学は、職業安定法第33条の2の規定に基づき、学生支援センターにて就職支援を行っています。

### ■学生支援センターの就職支援業務

学生支援センターでは、就職支援業務として次のような業務を行っています。

- ① 就職相談
- ② 求人先の開拓及び情報の収集
- ③ 就職資料の収集、整理、保存
- ④ 就職に関する統計・調査
- ⑤ 既卒者に対する求人資料の提供
- ⑥ その他就職に関すること

### ■就職資料の閲覧について

#### 1. 就職資料設置場所

学園2号館1階就職資料スペース

#### 2. 資料

- ① 全国社会福祉協議会・資料及び広報紙
  - ② 公務員関係資料
  - ③ 施設・病院等個別ファイル
  - ④ 企業個別ファイル
  - ⑤ 就職に関する各種書籍及び雑誌（貸出もしています。また図書館にもあります）
- ※ 資料は、原則室外持ち出し禁止です。

#### 3. コピーサービス（有料）

コピー機を設置していますので必要な資料などに利用してください。

#### 4. 利用にあたっての注意事項

- ① 私語は慎むこと
- ② 飲食の禁止
- ③ 持ち出し禁止
- ④ ファイル・資料等の閲覧後は、所定の位置に戻し、整理整頓を心がけること

### ■就職情報の提示について

学園2号館就職支援コーナーに各種情報を掲示しています。

掲示物

- ① 学生支援センターからの連絡事項
- ② その他就職情報

就職活動を始めると、わからないことが次々に出てくると思います。気にかかる問題や、悩み事など何でも結構ですので、学生支援センターへ相談に来てください。